

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 登録規程

制定 昭和46年7月1日

最終改正 令和元年12月27日 規約第39号

(趣旨)

第1条 公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）の行う軽種馬の登録は、この規程により行う。

(登録する軽種馬の品種)

第2条 登録する軽種馬の品種は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル登録規程実施基準（以下「実施基準」という。）の定めるサラブレッド、アラブ、アングロアラブ、サラブレッド系種及びアラブ系種の5種とする。

(登録の区分)

第3条 登録は、血統登録及び繁殖登録に区分する。

- 2 血統登録とは、血統及び個体識別を明らかにする登録をいう。
- 3 繁殖登録とは、繁殖の用に供する馬の繁殖成績を明らかにする登録をいう。

(血統登録)

第4条 血統登録は、実施基準に定める様式の血統登録原簿に、当該馬の品種、登録番号、登録年月日、性、毛色、生年月日、特徴、アラブ血量、血統、産地、母馬所有者（当該馬が生まれた時におけるその母馬の所有者（所有者として届け出られた個人又は法人をいう。以下同じ。）及び生産牧場（内国産馬にあつては、軽種馬の生産飼養のため必要な設備を有する個人又は法人であつて、当該馬が生まれた時にその母馬の飼養を行っていた旨を届け出たものをいう。）の住所及び氏名を記載して行う。

- 2 前項の血統登録原簿には、血統登録を受けようとする馬の所有者又は血統登録を受けた馬の所有者の申込みに基づき馬名を記載することができる。
- 3 前項の規定により血統登録原簿に記載した馬名については、当該馬の所有者の申込みに基づき変更することができる。ただし、繁殖登録を受けた馬にあつてはこの限りでない。

(繁殖登録)

第5条 繁殖登録は、実施基準に定める様式の繁殖登録原簿に、当該馬の品種、登録番号、登録年月日、馬名、毛色、生年月日、特徴、アラブ血量、血統及び産地、当該馬の所有者の住所及び氏名並びに当該馬の繁殖成績を記載して行う。

2 前項の規定により繁殖登録原簿に記載した馬名については、変更することができない。

(血統登録の申込みができる馬)

第6条 血統登録の申込みができる馬は、次の各号のいずれかに該当する馬とする。

- (1) 内国産馬（持込馬（その馬の生産に係る種付けが外国で行われた馬であって、輸出出国以降に生まれたものをいう。以下同じ。）を除く。）にあつては、繁殖登録を受けた父母の間に生まれたもの
- (2) 輸入馬（外国産馬で我が国に輸入されたものをいう。以下同じ。）であつて、繁殖の用に供するもの以外のもの
- (3) 持込馬にあつては、その母馬が繁殖登録を受けたもの

(繁殖登録の申込みができる馬)

第7条 繁殖登録の申込みができる馬は、次の各号のいずれかに該当する馬とする。

- (1) 血統登録を受けた馬であつて、繁殖の用に供するもの。ただし、競馬法（昭和23年法律第158号。）第14条（同法第22条において準用する場合を含む。）に定める馬の登録を受けた馬にあつては、その登録を抹消されたものであること
- (2) 輸入馬（本財団の血統登録を受けた馬を除く。）であつて、繁殖の用に供するもの
- (3) 前各号に該当しない馬（内国産馬にあつては、血統登録を受けているもの）であつて実施基準に定めるもの

(登録申込みの手続)

第8条 登録を受けようとする馬の所有者は、実施基準に定める様式による登録申込書に、第26条第1項に定める登録料及び次に掲げる書類のうち該当するものを添えて、本財団の理事長に申込まなければならない。

- (1) 内国産馬（持込馬を除く。）の血統登録には、当該馬の母馬の繁殖登録証明書及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第9条第4項に定める種付証明書（以下「種付証明書」という。）
- (2) 血統登録を受けた馬の繁殖登録には、本財団が発行した血統登録証明書
- (3) 輸入馬の血統登録又は繁殖登録（本財団の血統登録を受けた馬の繁殖登録を除く。第9条第1項第3号及び別表において同じ。）には、出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した血統登録証明書又は輸出証明書。ただし、一時的に輸入される馬であつて、実施基準で定める期間滞在する場合は、出生国又は輸出国の血統登録機関が発行

した馬の個体識別手帳をもってこれに代えることができる

- (4) 持込馬の血統登録には、当該馬の母馬の繁殖登録証明書及び当該母馬が種付けを受けた国の血統登録機関が発行した持込馬に係る種付けの事実を証明する書類
- 2 本財団の理事長は、前項に掲げる書類のほか、登録上必要があると認めた書類の提出を求めることができる。

(所有者等)

- 第8条の2** この規程及び実施基準の規定に基づく所有者（母馬所有者を含む。以下この項において同じ。）及びその異動に関する事項については、提出された書類の記載によるものとし、所有者として記載されている者が法律上真実の所有者であるか否か、所有者の異動が完全にその法律効果を生じたか否かについて、本財団は、責任を負わないものとする。生年月日、産地、生産牧場その他の事項についても、提出された書類の記載によるものとし、その記載が真実であるか否かについて、本財団は、責任を負わないものとする。
- 2 本財団に故意又は重大な過失がある場合には、本財団の免責に関する前項の規定は、適用しない。

(登録申込みの日)

- 第9条** 登録の申込みは、それぞれ次に掲げる日までにしなければならない。
- (1) 内国産馬の血統登録は、当歳の11月30日。ただし、やむを得ない場合は、1歳の12月31日
 - (2) 血統登録を受けた馬の繁殖登録は、雄にあつては初回の種付けの日。ただし、やむを得ない事由のある場合は、初回の種付けを行った年の12月31日。雌にあつては分娩の日。ただし、やむを得ない事由のある場合は、その産駒の血統登録申込みの日
 - (3) 輸入馬の血統登録又は繁殖登録は、原則として揚陸の日から90日以内

(馬名)

- 第10条** 第4条第2項又は第3項の規定に基づき血統登録原簿に記載する馬名は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル馬名登録実施基準（以下「馬名登録実施基準」という。）により本財団の登録を受けたものでなければならない。
- 2 繁殖登録原簿に記載する馬名は、次のとおりとする。
- (1) 血統登録原簿に馬名が記載されているものについては、その馬名
 - (2) 前号に該当しない馬については、馬名登録実施基準により本財団の登録を受けた馬名
 - (3) 前二号の馬名が既登録の馬名と同じであるときは、その馬名に記号を付して表示す

る

第11条 削除

(登録に関する馬の審査)

第12条 登録に関する馬の審査は、登録審査委員が行う。

2 登録審査委員は、馬に関する学識経験者又は本財団の役職員のうちから本財団の理事長が委嘱又は任命する。

(審査事項)

第13条 審査は、次の各号の事項について行う。

- (1) 書類の審査及びこれらの書類の記載事項と実馬との照合
- (2) 実馬についての審査
- (3) 血統についての審査
- (4) DNA型検査又は血液型検査（いずれも実施基準に定める馬について行うものとし、本財団の理事長の指定する団体が行うものに限る。）による親子関係又は個体識別の審査
- (5) マイクロチップについての審査（実施基準に定めるところにより行うものとする。）

(審査費用の負担)

第14条 特別の事由がある場合は、審査費用の一部又は全部を申込者の負担とすることができる。

(登録の要件)

第15条 登録は、登録を受けようとする馬が第13条の審査において次の各号（持込馬にあつては第2号を除く。また、輸入馬にあつては第2号及び第4号を除く。）に掲げる要件のすべてに該当する馬であると認められた場合に行う。

- (1) 人工授精及び受精卵移植並びにクローン技術その他の遺伝子操作によらない産駒
- (2) 種畜証明書を有する種雄馬の種付けによる産駒
- (3) 性別が判然としている馬
- (4) 当歳時に実馬の審査を受けた馬（当歳時にマイクロチップについての審査を受けマイクロチップが確認された馬を除く。）にあつては、性、毛色及び特徴について3歳の12月31日までに再確認の審査を受けたもの
- (5) DNA型検査又は血液型検査において親子関係に異常が認められなかった馬
- (6) 毛色について親子関係に異常が認められなかった馬

- 2 在胎期間が一般的に認められている範囲と著しく相違する場合は、登録を行わないことがある。

(再審査)

第16条 登録上必要があると認める場合は、再審査を行うことがある。

(審査への協力)

第17条 馬の所有者は、第8条第2項の規定による必要な書類の提出、第14条の規定による費用の負担、その他個体識別のための馬体撮影に協力しなければならない。

- 2 前項の規定に係る協力が得られない場合、その馬の登録に関する審査を行わないことがある。

(検査試料の採取等)

第17条の2 第13条第4号に規定するDNA型検査又は血液型検査に供する馬の毛根又は血液(以下「検査試料」という。)は、本財団が指示する方法により、登録を受けようとする馬の所有者が採取し、本財団に提出するものとする。

- 2 登録を受けようとする馬の所有者は、実施基準に定めるところにより、前項に規定する検査試料の採取を本財団に依頼することができる。

(検査試料及び個体遺伝情報の所有権等)

第17条の3 前条第1項の規定により本財団に提出された検査試料の所有権及び第13条第4号に規定するDNA型検査又は血液型検査の結果(以下「個体遺伝情報」という。)を保有する権利は、本財団に帰属するものとする。

- 2 本財団は、検査試料及び個体遺伝情報を軽種馬の登録事業に必要な範囲で利用し、個体遺伝情報については公表しない。

(登録証明書等の交付)

第18条 登録した馬については、次により登録証明書を交付する。

- (1) 血統登録にあつては、実施基準に定める様式による血統登録証明書
- (2) 繁殖登録にあつては、実施基準に定める様式による繁殖登録証明書
- (3) 前号各号の登録証明書は、1頭の馬につき1通とする

- 2 既に血統登録を受けている馬について繁殖登録を行う場合には、血統登録証明書と引換えに繁殖登録証明書を交付する。

3 血統登録した馬については、実施基準に定める個体確認書を交付する。

4 我が国の血統書に登載された馬が輸出される場合は、実施基準に定める馬の個体識別

手帳を交付する。

(登録証明書の書換え又は再交付)

第19条 登録証明書を汚し、又は失ったため、書換え又は再交付を受けようとする者は、実施基準に定める様式による申込書に第26条第1項に定める手数料を添えて本財団の理事長に申込まなければならない。

2 本財団は、登録証明書を再交付したときは、その旨を公示（実施基準に定めるところにより行う。以下同じ。）する。旧証明書は再交付と同時にその効力を失う。

(輸出証明書等)

第20条 登録を受けた馬を輸出するため、実施基準に定める様式による輸出証明書、馬の個体識別手帳の交付及びこれらの裏書を受けようとする者は、実施基準に定める様式による申込書に当該馬の登録証明書（日本中央競馬会の在籍馬にあつては登録証明書の写しをもって、これに代えることができる。）及び第26条第1項に定める手数料を添えて本財団の理事長に申込まなければならない。

2 前項において受胎している雌馬を輸出する場合には、種付証明書を添えて申込みものとする。ただし、やむを得ない事由により種付証明書を添えて申込みできない場合には、後日提出するものとする。

(血統書の発行)

第21条 登録した馬については、原則として毎年、実施基準に定めるところにより、血統書を編さん発行する。

(血統の調査)

第22条 血統の調査を依頼する者は、第26条第1項に定める手数料を添えて本財団の理事長に申込まなければならない。

(登録原簿の閲覧)

第23条 本財団に備え付けの登録原簿を閲覧しようとする者は、第26条第1項に定める手数料を添えて本財団の理事長に申込まなければならない。

(繁殖登録馬所有者の義務)

第24条 繁殖登録を受けた馬が次の各号のいずれかに該当したときは、その所有者（所有者の異動が国内の場合は新旧所有者双方。）は30日以内に、本財団の理事長に書面をもってその旨を報告しなければならない。

- (1) 売買、贈与、相続等が行われ所有者に異動があったとき
- (2) 死亡又は用途変更があったとき
- (3) 輸出又は輸入したとき

(繁殖成績等の報告)

第25条 繁殖登録を受けた馬の所有者は、前条各号の場合のほか、種雄馬については毎年9月30日までに、種雌馬については毎年5月31日までに、次の各号に規定する書類を本財団の理事長に提出しなければならない。ただし、種雌馬の繁殖成績が確定しないため、期限内に(2)に規定する書類を提出できない場合には、繁殖成績確定後速やかに、これを提出しなければならないものとする。

- (1) 種雄馬については、実施基準に定める様式による種付成績報告書
- (2) 種雌馬については、実施基準に定める様式による繁殖成績報告書

(登録料及び手数料)

第26条 登録料及び手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 既に納められた料金は、返還しない。

(登録事項の更正)

第27条 登録した馬についてその登録事項(第4条の血統登録原簿及び第5条の繁殖登録原簿に記載された事項をいう。)に誤りがあったときは、実施基準に定めるところにより更正することができる。この場合においては、その旨を公示する。

- 2 登録事項のうち、血統登録馬にあつては、当該馬の生年月日、産地、母馬所有者又は生産牧場、繁殖登録馬にあつては、当該馬の所有者の更正を、それぞれ受けようとする者は、実施基準に定める様式による申込書に当該更正に係る馬の登録証明書及び第26条第1項に定める手数料を添えて本財団の理事長に申込まなければならない。

(登録の取り消し等)

第28条 登録の申込みについて虚偽又は不正の行為があったときは、その登録は行わないこととし、すでに登録したものはこれを取り消すことができる。この場合においては、その旨を公示する。

- 2 登録した馬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。この場合においては、その旨を公示する。
 - (1) 第2条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第15条に規定する登録に係る要件を欠くことが判明したとき
 - (2) 妊娠中又はその後の生存中において遺伝可能な遺伝子の操作が行われたことが判

明したとき

(登録の拒否等)

第29条 血統に関し誤りがあったため登録を拒否された馬については、その後の登録申込みを拒否することができる。

2 第17条、第24条及び第25条の規定に違反した者又は前条の規定に該当した者が行う登録申込みについては、これを拒否することができる。

3 種付証明書、登録証明書若しくは輸出証明書を偽造又は変造した者、登録申込書、種付成績報告書、繁殖成績報告書又は第24条に規定する報告に事実と著しく反することを記載した者が行う登録申込みについては、これを拒否することができる。

(この規程及び実施基準の変更)

第30条 この規程並びに実施基準及び馬名登録実施基準の各条項は、軽種馬に係る国際的な協約の変更、家畜改良増殖法の改正その他相当の事由があると認められる場合には、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとする。

2 前項による変更後の規定は、インターネットその他の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとする。

附 則

1 この規程は、農林大臣の承認のあった日（昭和46年7月1日）から施行する。

(農林省指令46畜A第3300号)

2 社団法人軽種馬登録協会登録規程による登録馬は、この規程により登録したものとみなす。この場合、予備登録は血統登録と、本登録は繁殖登録とみなす。

3 この規程の施行前において社団法人軽種馬登録協会登録規程第15条及び第16条第2項の規定によって登録を取り消されたものは、この規程第29条の規定によって登録を取り消されたものとみなす。

4 第10条第1項第1号の規定において、日本中央競馬会の馬名登録を受けた馬名と地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬名とが異なる馬の場合は、当分の間、繁殖に入る直前の馬名とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、農林大臣の承認のあった日（昭和47年6月12日）から施行する。

(農林省指令47畜A第2776号)

附 則

1 この規程は、農林大臣の承認のあった日（昭和49年6月1日）から施行する。

（農林省指令49畜A第1983号）

2 この規程施行前改正前の規程により登録したものは、改正後の規程第2条の規定による品種の別に従ってそれぞれ登録したものとみなす。

附 則

この規程は、農林大臣の承認のあった日（昭和51年5月25日）から施行する。

（農林省指令51畜A第1342号）

附 則

1 この規程は、農林大臣の承認のあった日（昭和52年6月7日）から施行する。

（農林省指令52畜A第2768号）

2 改正後の規程第6条から第9条、第11条から第15条、第17条、第19条から第26条、第28条から第30条の規定及び別表は、昭和53年1月1日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（昭和56年4月22日）から施行する。

（農林水産省指令56畜A第1847号）

附 則

1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（昭和60年4月1日）から施行する。

（農林水産省指令60畜A第844号）

2 改正後の規程第18条第1項第2号及び第3号に規定する繁殖登録証明書の交付については、この規程の施行後1年間は改正前の規程第18条第2号及び第3号により、これを行うことができる。

3 この規程の施行前に交付した登録証明書及び前項の規定により交付した登録証明書は、改正後の規程により交付した登録証明書とみなす。

附 則

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成元年3月31日）から施行する。

（農林水産省指令元畜A第956号）

附 則

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成2年1月1日）から施行する。

（農林水産省指令元畜A第3497号）

附 則

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成7年4月1日）から施行する。

（農林水産省指令7畜A第675号）

附 則

1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成7年12月25日）から施行する。

(農林水産省指令 7 畜 A 第 3 1 8 3 号)

- 2 改正後の規程第 8 条、第 1 8 条から第 2 0 条、第 2 5 条及び第 3 0 条の規定は、平成 8 年 1 月 1 日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成 9 年 3 月 2 7 日）から施行する。

(農林水産省指令 9 畜 A 第 6 9 6 号)

- 2 改正後の規程の別表は、平成 9 年 4 月 1 日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成 1 0 年 3 月 3 1 日）から施行する。

(農林水産省指令 1 0 畜 A 第 7 6 2 号)

附 則

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成 1 2 年 1 月 6 日）から施行する。

(農林水産省指令 1 1 畜 A 第 3 0 0 8 号)

附 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成 1 2 年 9 月 1 4 日）から施行する。

(農林水産省指令 1 2 畜 A 第 2 4 9 5 号)

- 2 改正後の規程第 4 条、第 9 条、第 1 5 条の規定及び別表は、平成 1 3 年 1 月 1 日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成 1 3 年 3 月 3 0 日）から施行する。

(農林水産省指令 1 2 生畜第 1 4 4 7 号)

附 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成 1 3 年 1 2 月 2 7 日）から施行する。

(農林水産省指令 1 3 生畜第 4 7 1 2 号)

- 2 改正後の規程第 4 条から第 7 条、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 3 条、第 1 5 条、第 1 7 及び第 2 6 条の規定は、平成 1 4 年 1 月 1 日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

- 3 改正後の規程の適用前に競馬法第 1 4 条（同法第 2 2 条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する馬の登録を受けた馬にあっては、改正後の規程第 1 0 条第 2 項の規定にかかわらず、同法第 1 4 条により登録を受けた馬名を繁殖登録原簿に記載する馬名とする。

附 則

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成 1 4 年 1 2 月 2 6 日）から施行する。

(農林水産省指令 1 4 生畜第 5 9 7 1 号)

附 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成18年3月13日）から施行する。
(農林水産省指令17生畜第2994号)
- 2 改正後の規程第13条第5号の規定は、平成19年1月1日以後に出生した馬について適用し、同日前に出生した馬については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成22年1月12日）から施行する。
(農林水産省指令21生畜第1451号)
- 2 改正後の規程第15条の規定は、平成21年1月1日以後に出生した馬について適用し、同日前に出生した馬については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月1日規約第10号）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(農林水産省指令22生畜第1590号)
- 2 平成22年11月30日までの間に、財団法人日本軽種馬登録協会によりなされた登録並びに登録証明書、輸出証明書及び個体識別手帳の交付並びに血統書の発行については、この規程によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年8月26日規約4号）

- 1 この規程は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの設立の登記の日（平成24年1月4日）から施行する。
(農林水産省指令23生畜第2152号)
- 2 この規程の施行前に、財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル登録規程によりなされた軽種馬の登録、登録証明書、輸出証明書及び個体識別手帳の交付並びに血統書の発行については、この規程によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年11月27日規約第16号）

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成24年11月30日）から施行する。
(農林水産省指令24生畜第1755号)
- 2 改正後の第27条第2項の規定及び別表の登録事項の更正の欄は、平成25年1月1日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月30日規約第1号）

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成26年2月25日）から施行する。
(農林水産省指令25生畜第1932号)
- 2 改正後の別表の「登録料及び手数料の料金表」は、平成26年4月1日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月27日規約第5号）

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成28年12月27日）から施行する。
(農林水産省指令28生畜第1545号)

附 則（令和元年7月12日規約第6号）

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（令和元年9月11日）から施行する。
(農林水産省指令元生畜第648号)
- 2 改正後の別表の「登録料及び手数料の料金表」は、令和元年10月1日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（令和元年12月27日）から施行する。
(農林水産省指令元生畜第1354号)
- 2 改正後の第17条の3の規定は、この規程の施行までに本財団に提出された検査試料及び当該検査試料に係る個体遺伝情報についても適用する。

別表

登録料及び手数料の料金表

区分		品 種	用 途	申 込 日	料 金	摘要	
登 録	血 統 産 馬	サラブレッド [®] サラブレッド [®] 系種		当歳の11月30日まで	16,000円		
				1歳の12月31日まで	32,000円		
		アラブ [®] 、アンゴロアラブ [®] 、 アラブ系種		当歳の11月30日まで	5,300円		
				1歳の12月31日まで	10,600円		
	登 録 輸 入 馬	サラブレッド [®] サラブレッド [®] 系種 アラブ [®] 、アンゴロアラブ [®] 、 アラブ系種		揚陸の日から起算して90日以内	257,400円		
				揚陸の日から起算して91日以上	514,800円		
	料 録	血 統 登 録 産 馬	サラブレッド [®] サラブレッド [®] 系種	繁殖用雄	初回の種付の日まで		85,500円
				雌	分娩の日まで		17,100円
				雄	初回種付の日の翌日からその年の12月31日まで		171,000円
				雌	分娩の日の翌日からその産駒の血統登録申込の日まで		34,200円
アラブ [®] アンゴロアラブ [®] アラブ系種			雄	初回の種付の日まで	28,800円		
			雌	分娩の日まで	5,300円		
			雄	初回種付の日の翌日からその年の12月31日まで	57,600円		
			雌	分娩の日の翌日からその産駒の血統登録申込の日まで	10,600円		
登 録 輸 入 馬		サラブレッド [®] サラブレッド [®] 系種 アラブ [®] 、アンゴロアラブ [®] 、 アラブ系種	雄	揚陸の日から起算して90日以内	257,400円		
			雌		100,400円		
	雄		揚陸の日から起算して91日以上	514,800円			
	雌			200,800円			
手 数 料	登 録 事 項 の 更 正			24,100円			
	登 録 証 明 書 再 交 付			70,200円			
	登 録 証 明 書 書 換 交 付			5,200円			
	血 統 調 査			2,100円			
	輸 出 証 明 書 交 付			16,800円			
	輸 出 証 明 書 裏 書			13,600円			
	個 体 識 別 手 帳 交 付			16,800円			
	個 体 識 別 手 帳 裏 書			13,600円			

登録原簿閲覧		1,000円
DNA型検査	サラブレッド [®] 、サラブレッド [®] 系種	2,800円
	アラブ [®] 、アンゴロアラブ [®] 、アラブ系種	900円
血液型検査	サラブレッド [®] 、サラブレッド [®] 系種	2,800円
	アラブ [®] 、アンゴロアラブ [®] 、アラブ系種	900円

備考：(1) DNA型検査及び血液型検査手数料については、平成14年1月1日以降に生まれた内国産馬で血統登録を行うもの及び平成14年1月1日以降に輸入された輸入馬について徴収します。この場合において、DNA型及び血液型双方の検査を必要とする馬に係る検査手数料は、どちらか一方を徴収することにします。

(2) 登録料及び手数料には消費税と地方消費税が含まれています。